

平成18年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

平成18年3月8日（水曜日）午前10時開会

- 第1 議案第2号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 第2 議案第3号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定について
- 第3 議案第4号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定について
- 第4 議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第6号 美郷町税条例の一部改正について
- 第6 議案第7号 美郷町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 第7 議案第8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第9号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第9 議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正について
- 第12 議案第13号 工事請負契約の一部変更について
- 第13 議案第14号 工事請負契約の一部変更について
- 第14 議案第15号 工事請負契約の一部変更について
- 第15 議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第16 議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第17 議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第18 議案第19号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第19 議案第20号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号
- 第20 議案第21号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号
- 第21 議案第22号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良 勝 君	6番	中村 利 昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑 雄 君	12番	熊谷 良 夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊 二 君
15番	泉 繁 夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福 章 君		

欠席議員（1名）

18番 高橋 正 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知 己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	二藤 誠 祥 君
総務課長	森川 福 藏 君	企画課長	小原 正 彦 君
税務課長	深澤 章 一 君	住民生活課長	鈴木 四 郎 君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	飛澤 明 則 君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野 弘 君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏 和 君
建設課長	照井 一 夫 君	国体準備室長	澁谷 喜 一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英 世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	高橋 福 雄 君	学務課長	高橋 薫 君

社会教育課長 小松 清 君 幼児教育課長 泉 谷 隆 雄 君
代表監査委員 久 米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 武 藤 久 男 参 事 渋谷 新 一
局長補佐 田 中 まき子 上 席 主 任 大 澤 修

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第2号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款については原案のとおり決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第3号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第3、議案第4号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、齊藤新一郎君。

○13番(齊藤新一郎君) この議案第4号に110%大賛成でございます。

ただ、基本理念というものを書いておりますけれども、これは、秋田県の基本理念と同じでありますか。それとも、町独自の基本理念をうたっておるのか。

それから、もう一つ、いろいろ被害者支援センター、社団法人などでは、交通事故に遭われた方も支援するというようなこともありますけれども、今後美郷町で交通事故に遭われた方にも支援するようなお考えがあるでしょうか、ないでしょうか。そこら辺のところをご答弁願いたいと思います。

○議長(伊藤福章君) 住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) 最初のご質問でございますけれども、理念に関しましては、国、県の方に準じた理念になってございます。町独自の理念ではございません。

それから、2点目のご質問でございます。犯罪被害者の中に交通関係の被害者も含めてとの

……。

○13番（齊藤新一郎君） 今後です。この中には交通安全の被害者はないと思います。課長、どうですか。ないと思うから、今後美郷町として交通事故に遭われた方に支援をするような気持ちあるのか、ないのかと、こういうことです。なくても結構ですので……。

○議長（伊藤福章君） 住民課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

交通事故等に関する被害者につきましては、それなりに今現在国の方でも被害に遭われた方に対する制度はあると私は思っております。

町独自につきましては、今の段階では特に考えておらないところでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 13番、齊藤新一郎君。

○13番（齊藤新一郎君） それで、この被害者に支援するということは、さっきも言ったとおり、大賛成でございます。ただ、支援をする中で、このパンフレットを見ますと、心理的反応、身体的反応、感覚的反応ということで、22項目あるんです。これが非常に支援して、トラブルのないようにやるのが非常に課長として難しくなるんだと思いますので、今からトラブルのないように心がけていただきたいものだ、そういうことで、今質問しておりますので、あえて答弁は要りません。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 今回の改正の中に勤務成績に基づく昇給制度の導入というのがありますがけれども、これは、どういう基準で、だれがどのようにしてこれを決めていくのでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 勤務成績の件ですけれども、これについては、一応人事院勧告では5段階の方式をとると、こういうことございます。当然当町においてもそれを適用すると。

その評価をするには当然任命権者が行くと、こういうことになります。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 公務員労働者というのは、民間の労働者と違って、例えば営業マンとかで、何かいろいろ物売って、それで評価されて成績が上がって賃金が上がるとか、そういうのは全く違う性質だと思います。

どこで住民サービス、住民に奉仕するという、そういう労働者の公務員の立場からすると、どこで勤務成績をはかるというのがはっきりとできるのかという、とてもなじまない制度だと思うんですが、いかがですか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 今ご指摘のとおり、民間と比較しますと、売り上げ実績あるいは勤務状況というのはなかなか把握しづらい点が公務員にはあるわけです。

一つは、行政経営プラン、いろいろ行政のこれから行政が行う指針、そういうものに基づいた施策があるわけですので、それによってそれぞれの職務を「極めて良好」あるいは「特に良好」、普通である、普段行えば「良好」と、それから「やや良好でない」、「良好でない」というような、そういう5段階の方式を行うわけですけれども、いずれにしても公務員にはなかなか難しい点があるかと思います。その段階で管理者あるいは任命権者が当然それらの評価、評定数というものをつけながら、採点するという形になるかと思います。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 今回8級あるものを6級にするわけですけれども、まず、基本的に6級

制にして、減額になる職員がいるかどうか。それがまず1点。

それから、先ほどの泉議員の質問で任命権者が年1回の昇給の査定を行うということでしたけれども、ただ、実際には300名ほどの職員がいるわけです。任命権者というと町長を指しているとは思いますが、実際にはその上司というか、その部下の上司が行わなければ不可能だと思っ
んですけれども、実際に査定を行うのは上司ということになることですか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 今回の改正によって減額になる職員はいるかということですが、今回の給与改正で4月1日に全く適用しますと2.609%下がります。ただし、附則で現給そのものを5年間保証するという改正ですので、実質的には下がらないということになります。

5年間のうちに調整を行っていくという形です。

先ほどの任命権者の話が出ましたけれども、当然町長が決めるということですが、これは、その段階で町長がどういう判断をするかということになります。

ということは、管理職、要するに課長等々の意向、そういうものは十分反映された上での任命権者の判断だというふうに解釈しています。

○議長（伊藤福章君） 助役。

○助役（佐々木敬治君） 先ほどの泉議員、それからただいまの吉野議員のご質問にお答えいたします。

現在行政経営プランというものを策定過程にあるわけですが、その行政経営プランを具体的にかみ砕いた言い方をすれば、目標管理制度といったものを主体に進めてまいりたいと、そう考えております。

この目標管理制度というのは、7割方の企業で導入されておる制度でございます。まちづくりの目標というものがあるわけですし、これが規定されておるものが町の総合計画でございます。

この下位に位置づけられる計画というのが基本計画。この基本計画の中で、いろいろな数値的な目標数値、指標、こういったものを設定してございます。これを達成するために、町ではいろいろな事業あるいは事務、こういったものをとり行っていくわけですが、当然その単位は、課単位の事業あるいは事務といったような扱いになろうかと思えます。

この総合計画の目標の具体的な実現手段として、いろいろな事業の、今度は目標、こういったものが課単位で設置されます。課の中には当然ご案内のとおり、班というものがあります。その下位レベルの目標としては、班の目標が設定されます。当然その班の中には職員というスタッフがおるわけございまして、職員個々が当然目標設定いたしまして、その達成度によって評価い

たします。

ですから、最初に評価ありきといったことではなくて、達成度を重視していきたいと、これがいわゆる人事効果、こういったものにつながっていくというぐあいに考えておりますので、どうかそういうようにご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 今の助役の説明でわかりました。

一番心配したのが、こういうような昇給制度になって、人間関係がおかしくならないかというようなことを少し心配しておりましたけれども、こういう目標を達成するという一つの目的のもとに全職員が一丸となって行政に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 助役にもうちょっと詳しく聞きたいわけですがけれども、達成度評価という中で、普通店とか、そういうところの達成度とか、そういうのはわかりますけれども、恐らくこの職員の中でいろいろな仕事に携わっている中で、何ぼ頑張っても達成できないものはたくさんあるはずですが。特にサービス関係の仕事をしているとか、その辺の達成度というのは、どういう観点から見ての達成度か、再度詳しくお願いします。

○議長（伊藤福章君） 助役。

○助役（佐々木敬治君） 達成度の設定の仕方、目標の設定仕方というのは、これは当然等級によって違ってまいります。

わかりやすい言い方をしますと、管理職に求められる資質とそれから現在の班長クラスに求められる資質あるいは班員に求められる資質、あともう一つは、給与表上の、今度は6級制度になるわけですがけれども、1級から6級まで求められる達成度というものがそれぞれ違ってきます。

当然これは武藤議員がご指摘のように、住民窓口のような、いわゆる町民サービスを主体、町民とじかに面談するような、そういったセクションあるいはそうでないセクション、いろいろ分野によって違ってくると思います。当然その達成度をはかって測定していくためには、いろいろな細部にわたった具体的な項目が必要になります。平成18年度前半になると思いますけれども、そういった各セクションの細部にわたる項目の洗い出しを実施いたします。

それでもって、それを評価の物差しにしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） わかったような、わからないような……、ただ、我々から見ますと、課長クラス、収入役、助役、町長クラスになれば、その道プロで、何でもこなせると思いますがけれども、やはり役場の中、さまざまな部門の仕事があって、得意、不得意だけけれども、そっちの課に回ったという中で、そして、人間伸びていくわけですがけれども、そういう中で、裁量を査定するということは、大変無理なものではないものかなと、我々素人は考えるわけですがけれども、その辺どう考えておりますか。

○議長（伊藤福章君） 助役。

○助役（佐々木敬治君） 目標設定は、これはトップダウンといったような考え方になります。

ただ、個々の目標の設定につきましては、当人にとりまして、これは無理があってはなりませんので、達成できる、そういう程度の目標プラスアルファといったことをご理解願いたいと思います。

もちろん、目標を設定する場合には年に1度ではなくて、いわゆる目標設定する段階で、当初の段階での面談、いわゆる上司と部下の面談、それから、私どもと管理職の面談、こういったものが実施されるということになります。

それと、当然年度途中でいろいろな要因が入り込んできますので、その目標の修正、これをしなければいけないケースがあります。こういった場合の面談、それから最終的に、1年間を通してどうであったかといったような面談、こういったものを通じて上下あるいは同様のコミュニケーション、こういったものを十二分に図ってまいりたいと思います。

そういった形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は、反対の立場から討論いたします。

今回の給与改定は、人勸に基づくものでありますけれども、当の人事院でさえも地方公務員や地域経済に与える影響も大きいものがあることは十分理解していると述べているものであります。

今回の給与改定は、大きな地域間格差をもたらし、民間賃金の引き下げや地域経済に与える影

響も大きいものがあると思います。

公務員労働者ばかりではなく、住民の生活にも大きく影響するものであります。

また、成績主義賃金の導入強化は、全体の奉仕者である公務員労働にはなじまないものと考えます。

物言わぬ公務員をつくりかねないこととなります。それがひいては住民サービスに大きく影響するものであると考えますので、今回の給与改定には、この議案には反対をいたします。

○議長（伊藤福章君） そのほかに討論ありませんか。

議案第5号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤福章君） 賛成多数と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第6号 美郷町税条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第6号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第7号 美郷町学校給食センター設置条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第7号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 美郷町学校給食センター設置条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 協議会でもいろいろ出ましたけれども、今回の改正は、専門学校生など、大きくなったものもありますけれども、一時金がなくなったり、あとは高校生の額が減ったりとか、全体としては削減内容ではないかと思えます。

今大変な不況のもとで、高校生は家庭の失業、倒産などの影響でアルバイトをして学費を稼いでいる、こういう高校生がふえているということが挙げられています。

昔は、小遣いを得るためにバイトをしたけれども、今は授業料を払うために、家計を幾らかでも助けるためにバイトをしなければいけない高校生がふえていると。県内でも高校授業料の免除を申請する、受けている高校生がふえてきている状況です。

こういう中で、授業料は参考資料として出ました1万円以下でありますけれども、その授業料だけではなくて、いろいろな経費がかかって、実際学校に納めるのは2万円とか3万円とかという額がかかります。

それから、大学生の場合も私立はもちろん高いですけれども、国立大学でも毎年のように授業料と入学金と交互に値上げをしてきている、そういう状況であります。

所得格差が開いているもとの、学力格差がその所得格差に応じて出てきているという社会状況の中では、私はこういう制度をもっともっと充実していくべきであって、今回のやり方はちょっと残念なやり方だと思うんですが、いろいろな状況と照らして、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 今お話しされましたのは、授業料と生活費、それから奨学資金制度という兼ね合いかと思えますけれども、この制度の内容からいたしまして、奨学金というのは生活費ということではなくて、あくまでも入学するための入学に要する授業料の上での経費と考えてございます。

そういう意味で、金額をつくる際におきましては、授業料等を参考にしたわけでございます。

また、今回の改正の内容でございますけれども、確かに大学の方は「5万円から3万円の間」でありましたけれども、それを「4万円」とさせていただきましたが、この内容につきまして、実は美郷町内の専門学校生が今お話しされましたとおり、高校等の就職難等でかなりの方々が専門学校に入っているようでございます。美郷町内の高校でありましても、進学者の86%が短大、専門学校というような状況でございます。

そこら辺の充実を図りたいという意味も含めまして、「3万円」を「4万円」に上げた。

それから、当然ながら、財政をも加味しながらやっていくということ、それから、短大、専門学校、それから大学に関しましては、ほぼ入学してからの経費が変わりが余りないということで、このようにさせていただきたいというものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） この議案に関しましては、さきの協議会でもいろいろ説明がございました。

ただ、協議会のときに報告事項として説明があったことをまず、その手法に対しては、いかが

なものかと指摘しておきます。議案としてかかる事項を報告事項として説明する、これは、ちょっと間違いではなかったかなと思います。

その中身の問題ですけれども、そのときに渡されました資料に、今後の必要な予算額として出ておりますが、今後かかり増しする、そういう予想がありますけれども、当然に償還の方もこれはスパン、戻す期間が違うので、実際には額はこれほど多く償還されるものではないとは思いますが、それもふえてくるはずですよ。

そこいら辺はどうなっておりますか。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 先ほどの最初の件でございますけれども、この件は、すり合わせに基づきまして、合併前のすり合わせに基づきまして額等決定したものでございます。

ということもございまして、そのようなことで、今回改正案を出させていただく趣旨あるいは経緯あるいは内容等につきまして、十分にご説明する責任があるというふうに考えました。

今回その報告ということでございましたけれども、説明として報告させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それから、予想の件のこの間の資料の件でございますけれども、こちら歳入でございます。償還でございますけれども、例えば平成17年度でございますけれども、今回 4,466万円の歳出でございましたけれども、歳入の方は償還金で入ってきますけれども、約 2,800万円、差額ですと 1,600万円の経費が必要というふうな判断でございます。

しかしながら、平成18年度の予想からいきますと、歳入は 2,300万円、それに基づく歳出は 5,300万円で、約 3,000万円ほどとなります。

これが平成19年度にはその差額が 3,400万円というふうに、やはり徐々にふえていくというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） もう1点、課長の説明で入学に対するお金ということで査定したということですが、大学は国立大学だけではなく、私立もございまして。そしてまた、やはり泉議員も言っているように、各家庭も厳しいし、また、関東、関西方面に進学する子供たちは、生活費等は非常にまた大変かかり増ししていることも現実でございます。

この奨学金制度そのものは確かに学費に対する援助なんですけれども、実際には生活費の一部として送金してやるというような形をとることが多いと思うんです。

今少子高齢化のこの時代で、子供たちに対する支援というのは、非常に私はこれは惜しむべき

ではないと思っております。まず、子育て支援と人材育成、これが今後の少子高齢化時代には絶対必要なことではないかなと思いますけれども、町長、政策としてそのような形をとる考えはございませんか。

○議長（伊藤福章君） 町長。

○町長（松田知己君） 奨学資金のことだけではなくて、全般子供が育ち、教育を受ける、その機会に対しての町の姿勢というのは、議員もご理解いただいていると思います。

その上で、奨学資金について予算の枠を設けず、青天井というわけには今の財政状況ではいかないということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 今の吉野議員、また、先ほどの泉議員と同じ考えでございまして、やはり、これは生活全般から考えていかなければ、今国、県、もちろん町もですけれども、少子化対策の妨げに大いになるのではないかと思われるわけでございます。

ですから、この予算範囲内を決める時点が少子化に歯どめをかけるような状況ではないかなと思います。

ちょうど去年の今ごろでした。私も町長初め役場の職員の方、そういう暇はないと思っておりますけれども、町民の意見を聞きたくて、1年に最低四、五回1軒1軒歩いておりますけれども、そういう中で、一番多い方という要望が、やはり今子供を育てているお母さんたちです。やっぱり奨学金もうちょっとふやしてほしいとか、そういう状況がたくさん生まれております。

実は、去年の今ごろでございましたけれども、大曲の高校に入学試験を受けて受かったそうでございます、いよいよ入学式が始まるという中で、制服を注文したそうです。父さん、持ち合わせの銭っこが会社の不況で末になるということで、半分のお金を持って呉服屋に制服を何とか入学式あと3日後だから、用意してくれと。この父さん、今度はトレパン先に買っているから、トレパンはいて入学式に行った方がいいんじゃないかと、そう言われたという中で、ちょっとした関係で、私のもとに何とかならないかと。もちろん、私はお金もないし、お金の相談は一切サラ金とか、そういう以外は相談受け付けないということでございましたので、大農の卒業生を駆けめぐりまして、なりはこのぐらいでタイプはこのぐらいでということで、ようやく合う制服を見つけて入学式に間に合わせたこともございました。

やはり、そういう方がたくさん今出ようとしておるし、みんなわかっております。やはり、少子化に歯どめをかける、さらにこの町から子供たちに好きなだけ学校に行ってもらおうというような状況を行政側としても手助けしていく方向性を見つけなければいけない。

そういう中で、この予算の範囲内を決めていくというのは、ちょっと残酷な行政にも思われるようにございますので、その辺もう一度教育長でもいいし、町長でもいいし、その辺を含めて、子供何としていくか、再度聞きたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 教育長。

○教育長（・橋福雄君） 私から考え方を話し申し上げます。

まず最初に、学務課長が申しあげましたとおり、この制度は学業に対する部分の援助だという制度であります。

それからもう1点は、この奨学金の制度は、ご承知のとおり、日本育英会あるいは県のレベルあるいはいろいろな福祉団体の制度がたくさんございます。それを補完する目的の制度であるということもまず一つご認識をお願いしたいということでありまして、それらの制度とある程度整合性を図りながら運営していかなければいけないということでもあります。

もう1点は、もちろん町の財政を当然考えて運営していかなければいけないものでありまして、この制度を維持していくためのある程度の制限を持たないと維持できないという判断から設定したものでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（伊藤福章君） ほかに。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 今教育長の説明でいろいろな国、県の制度を補完するというような説明ございましたけれども、確かに国、県にいろいろな制度ございます。ただ、この美郷町の制度は、無利子です。国、県のものでは無利子の奨学金をもらうためには、非常に優秀な生徒でなければもらえません。非常にこの美郷町の奨学金制度そのものは、私はすばらしいものじゃないかなと考えておりました。

それが美郷町になって、いろいろな条例のすり合わせをしたわけですがけれども、旧六郷の制度を非常に尊重し、奨学金制度ができ上がったことについては、非常に喜んでおりました。

それが1年4カ月で変わると。物事を始めてすぐ変えるというのは、これは確かに考え方があるわけですがけれども、合併して1年4カ月しかたっていないのに、変えてしまうというのは、いかにも朝令暮改的なやり方であって、財政的な面とおっしゃいますが、償還があるわけです。これ全部上げるお金ではないです。戻ってくるお金なんです。確かに返済に10年かかりますけれども、捨てるお金ではないということはいま一度考えてもらいたいなと思います。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 当然ながら、すり合わせ等は尊重しながら、実行しております。

しかし、その時々合った町民のニーズにこたえること、また、変化に対応することも必要であると考えてございます。

今回のような短大、専門学校進学率が上昇しているということ、また、すり合わせ時には、把握できなかった国の三位一体の改革による現在のような財政状況等を対応するためにというふうに考えてございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は反対の立場から討論いたします。

景気の低迷が続き、倒産、リストラなど、失業率が増大し、雇用の不安定化も広がっています。こういう現在の社会状況のもとでは経済的理由で次代を担う子供たちが就学できないということが少しでもないように、こういう制度の充実こそが求められていると思いますが、今回の条例改正案は、残念ながら、全体としては、縮小の方向です。

子育て支援の立場からしても、ぜひ今までのいい制度を継続するべきだと思いますので、反対をいたします。

○議長（伊藤福章君） ほかに討論ございませんか。

4番、熊谷隆一君、登壇願います。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

国の方針である三位一体改革の名のもとに、町の歳入の根幹をなす地方交付税が毎年減額をされてきております。

このような状況を踏まえて、美郷町はいち早く町村合併をなし遂げ、行政コストの削減を意を払いながら、地域融和を第一に考え、新たな行政サービスの充実に向けて行政運営を展開していると思います。

一方、合併特例債や各種補助金など、財源の確保にも努力していると思われま。

教育関連事業においては、耐震補強工事、校舎の大規模改修、六郷中の体育館解体など、地域バランスを考え、優先度を判断した事業計画が立てられておると思っています。

議案第 8 号の奨学資金の一部改正につきましても、貸し付け窓口の拡大について配慮をされており、教育予算全体の環境を考えた場合、妥当であると考え、本条例の一部改正に賛成いたします。

○議長（伊藤福章君） 議案第 8 号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤福章君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第 8、議案第 9 号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13 番、齊藤新一郎君。

○13 番（齊藤新一郎君） パークゴルフ場の使用については、何ら問題はございません。

ただ、管理休憩棟とうたってありますので、なお、この間集会所に行ったら、この休憩棟のいろいろなことを聞かれましたけれども、私は答えることができなかったと。

まだ他の議員の皆さんも知らない方もおられるかと思っておりますので、担当の課長の方から内容の設備内容、時間的な問題あるいは価格の面、どのような人たちに使用させるのかがわかる範囲内で結構でございますので、教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） 担当課長。

○商工観光課長（小林宏和君） それでは、管理休憩棟につきましてご説明申し上げたいと思っております。

この施設の設置目的でございますが、例えばこれにつきましては、冬期間のいわゆるクロスカントリースキーヤー、それから、夏場におきましては、パークゴルフプレーヤー、それから公園利用者、それから地域の方々がイベント開催するために必要な施設として設置してございます。

この事業は、国の補助事業でございまして、個性と活力に満ちた雪国創造事業、これは国 2 分

の1の補助金でございますが、平成16年度から今年度までの事業となっております。

管理休憩棟につきましては、メインホール、玄関ホール合わせて146平米、それからトイレ、事務室が116平米、合わせて262平米の建築を行っております。

利用時間につきましては、4月から11月の夏場ですが、これはパークゴルフ、公園利用者の方々が対象になりますが、午前9時から夕方5時まで、それから、12月から3月、冬期間でございますが、土日、祝祭日、それから小・中学校の冬休み期間中のみとしてございますが、夕方6時から9時、夜間のスポーツ活動に使っていただきたいと考えてございます。

そして、日中につきましては、特に、クロスカントリーの関係団体がございますので、その利用の頻度について調査しながら、調整してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 参考質問というような意味合いになるかと思いますが、今冬の非常にいいなというようなことをちょっと思ったことがありまして、といいますのは、大仙市で所有しているスキー場の利用料金をすべて小・中学生が無料というようなことが出ておりました。

そうしたことと小・中学生の利用拡大ということに結びついているのではないかなと思っておりますが、今回のこの使用料のことにつきましてなんです、町のすべての人が愛好者となっていたら、たくさん活用していただきたいものだなと、そう思います。

生涯スポーツの位置づけというようなことからなんです、小・中学生など、ここの必ずしも雁の里だけに限ったわけではないんですが、事今回の使用料の点を見ますと、できますならば、小・中学生無料といったような形も今後考えていただきたいものだなと思っておりますが、その辺お考えになっていただけないものかなと思っておりますが、参考として質問したいと思っております。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 現在の考え方についてお答えしたいと思っておりますが、いずれ美郷町におきまして、いろいろな公園施設がございます。専用コートとして使用していただく場合は、いずれ維持管理費等がかかります。

前にもちょっとこういうご質問がありまして、お答えしたわけですが、やっぱり子供さんの時分からいずれこの町の財政的に公有施設利用に関しては、使用料がかかると。そういうご認識をいただきながら、将来につなげていただければなと考えております。

ただ、今子供さんの無料化ということですが、いずれ町内のいろいろな公園施設の見直しを図る時期が来ると思います。その段階でまた検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願

します。

○議長（伊藤福章君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第9号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第10号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案

のとおり決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第11号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第12号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第13号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第13号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第14号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第14号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第14、議案第15号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、森元淑雄君。

○11番(森元淑雄君) この工期変更は、取りつけ道路の改良のためと地権者との協議がおくれたためと説明を受けましたが、どうして協議がおくれたのか、詳しくご説明をお願いいたします。

○議長(伊藤福章君) 建設課長。

○建設課長(照井一夫君) 工期のおくれということでございます。

地権者が最初の説明会では了解を得てございました。ところが、実際に詳細の中に入りました段階で計画を説明申し上げましたところ、いわゆる田んぼの真ん中を通ると、こういうことでございます。いわゆる真ん中を通るために残地が三角になってしまうと、こういうことで、なかなか地権者から理解を得られなかったということでございます。

そのために大体3カ月ぐらい用地交渉に時間を要したと、こういうことでございます。

○議長(伊藤福章君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第15号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

○議長（伊藤福章君） これにて10分間休憩します。

（午前11時00分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分）

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第16号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第16、議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第17号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第17、議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第18号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第18、議案第19号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第10号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 4点ほど説明をお願いしたいと思います。

最初、6ページの繰越明許費でありますけれども、ここの教育費の場合をまず多分耐震補強のためだと思いますけれども、これの発注時期あるいは工期などわかっていたら、お知らせ願いたいと思います。

それから、土木費のことについて、先ほどの議案の中のいわゆる請負契約の変更、この2点はわかりますけれども、そのほかにまだ私の計算ではちょっと1億円くらい残っておりますけれども、これは、多分豪雪のためとか、いろいろな理由があると思いますけれども、それもお願いしたいと思います。

二つ目ですけれども、地方交付税、これは金額が確定したので、両方分も含めて計上したということですが、金額の確定はいつごろだったでしょうか。

本来ならば、もうちょっと早く計上して予備費なりに入れておくものではなかったのかなと思います。

それから、7ページの地方債補正あるいは16ページの町債ですけれども、商工振興事業債、交

付税算入等が認められている事業債をやめて、県市町村振興資金を使っています。また、観光施設整備費でも町道新設改良事業費でも同じような手法を使っていますが、そもそも当初予算案に県市町村振興資金というのは、どういう性格のものかなということで、ちょっとそれも教えてもらいたいなと思います。

今回の補正で町債の補正が1億7,000万円ほどですが、そのうちの1億2,400万円がその振興資金を使っています。そして、今回の地方交付税が1億4,600万円ほどですので、無理に借金しなくてもこの1億4,000万円を賄うことができたのではなかったかなという、単純な質問、疑問ですが、多分この県市町村振興資金というのは、率の悪い資金なのではないかなということをお話として話ですが、そこら辺よろしくをお願いします。

それから、歳出、19ページ、生活バス路線維持費補助金、これは多分羽後交通に対する補助金だと思いますが、県や大仙市あるいはほかの町村との負担割合あるいは路線別に教えていただければありがたいと思います。

それから、審議会で多分羽後交通などと協議していると思いますが、その中でどのような話し合いが出ているか、そこら辺もよろしくをお願いします。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 繰越明許の学校関係のことですけれども、耐震診断関係でございます。発注時期でございますけれども、子供たちのことを考えまして、夏休みの時期に工事を集中させたいと考えてございます。安全性を考えまして、それから、考えますと、今のうちで何月とはっきり言えませんけれども、6月以降になるのではなからうかと考えてございます。

工期に対しましては、それぞれ学校ごとに違いますが、三つあるわけなんでございますけれども、六郷東根、それから千屋小につきましては、約2カ月ぐらい、実際の工期は2カ月ぐらい、工事の時期につきましては、子供たちの時期に1カ月ぐらいかと思っておりますけれども、2カ月ぐらいかかるのではなからうかと考えています。

それから、千畑中学校につきましては、校舎と体育館がございますので、工期的には3カ月ぐらい見なければならぬのかなと。ただ、夏休みの時期にさまざまなものを集中させてやっていきたいということでございます。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 一番上でございます8款でございます。これの事業でございますが、これは、茨島上野際線ということでございます。用地におきまして不測の交渉期間があったということでございます。

それから、2項でございますが、これには7路線が入っております。いろいろ繰り越しの条件があります。主なものとしては、地権者の合意が得られなかったと。これが一番大きな要素でございます。それから、支柱電柱の移設に要します期間が3カ月ほどかかったということで、豪雪もさることながら、こういう内容で繰り越しをせざるを得なかったということでございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 交付税の額の確定に伴って予算計上ということ、これは、前回の議会でもいろいろお話ししましたけれども、額の確定については、普通交付税については7月の下旬ごろ決定していると思います。

ただ、特別交付税については、まだ確定しておりません。

実は、このことについて若干の留保分を保有しておったということで、議会ごとに説明しています。

これを計上することによって予備費が膨大な額になると。そうなれば、結局議会を通さなくても流用できるということなので、その額にもよりますけれども、膨大な額だということで、議会を軽視する形になろうかと思しますので、あえて留保分という形で保有していたと、こういう形で、そして、最終の今回の議会で計上させていただきました。

振興資金については、合併支援分、県の支援分でございます。

それから、あとその額については、低利の貸し付けを行うということの趣旨で交付されるものであります。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 生活バス路線の補助金についてご説明を申し上げます。

まず、これは羽後交通が運行しているバスに対する助成ということでございまして、県単独補助の分としましては、湯ノ沢線、板見内線、それから高畑荒川線、千屋線、この4路線に対して助成をしております。

それから、町単独の助成としまして、湯ノ沢線の千畑温泉までの分、それから、同じく大曲バスターミナルから千畑温泉までの分、それから板見内線の大坂までの分が助成されてございます。

それから、国庫補助対応分としまして、角館六郷線1路線の助成をしております。

まず、県単独補助の分の湯ノ沢線につきましては、143万9,000円、板見内線につきましては162万9,000円、それから、高畑荒川線につきましては345万6,000円、千屋線につきましては235万9,000円、それから、町単独補助分としましては、湯ノ沢線の千畑温泉までの分が145万8,000円、同じく大曲バスターミナルを起点とします湯ノ沢線につきましては115万1,000円、

板見内線につきましては54万 3,000円、それから、国庫補助対応分の角館六郷線につきましては487万 1,000円、合わせまして 1,690万 6,000円の補助をしてございます。

当初 145万 1,000円の当初予算に盛り込んでございましたので、今回補正としまして 239万 1,000円の追加をお願いするということでございます。

こちらの各町村ごとの負担割合でございますが、こちらは、それぞれの路線の旅程、いわゆる運行距離数によりまして、その町村ごとに分担をしてございます。

それから、地域審議会の関係でございますが、例年6月に羽後交通、それから関係の市町村、それから県を入れまして地域審議会を開催してございます。この中で美郷町としましては、できるだけ効率のよい運行、時間帯をできるだけ学生、それから買い物客、そういう点に配慮した時間運行をお願いしたいというような要望はしてございます。

ただ、羽後交通の方のバス等々の調達の関係もございまして、現在のような時間表となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 大変申しわけありませんでした。先ほどのご質問の中で不用額が出たけれども、起債を借りなくてもよかったのではないかと、起債を起さなくてもよかったのではないかとのご質問だったと思います。

実は、今回の補正については、歳出については事務事業の完了したものの精査に伴う減額、それから、歳入については留保財源として普通交付税の残額や各事業等の財源となる補助金、町債等の特定財源の増減を計上してございます。

そうした結果について、予備費に4億円余りの増額を計上することになりました。

この不用額、予備費に計上した内容でございますが、各起債については、各事業の財源として年度当初から借入れの手続が開始となります。また、この起債については、すべてが不利だということではないわけです。その内容によっては合併特例債等々の償還の一部が交付税で算入されるというようなこともありますので、その制度等を考慮しながら起債を財源確保のために、あるいは有利な起債を利用するという形で、ある程度財源確保をしていると、こうすることで、結果的には、4億円近い予備費計上ということになったことによるものでございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

21番、高橋 猛君。

○21番（高橋 猛君） 二つ伺いたいと思います。

初めに、13ページになりますが、13款2項5目6節道路維持費補助金ということで、今回初め

て除雪に対する国の補助が入ったわけであります。

申すまでもなく、ことしは全国的に大変な豪雪だったというようなことで、自治体からの国への要望もあってようやく国の方でもそれを認めてくれて、補助してくれたわけでありますが、こういう雪国にとっては除雪というのは、経常経費的なものでありまして、それを今まで何億円もかけて一般財源を投入しながらやっているのが現状なわけであります。

こうした機会をとらえて、除雪費用に対する国庫補助というものも通常的にもしかして行われるようになればなど、こういう機会でない、なかなか国も重い腰を上げないというふうに思いますので、たしかここは特別豪雪地帯の指定も受けておるかと思いますが、そうした町村が県内は半分以上だというふうな話も伺っておりますので、県にも働きかけをしながら、県を挙げて国に働きかけをしたらというふうな思いで伺いたいというふうに思います。

それから、33ページになりますが、13款と14款の絡みなんです、先ほど総務課長から予備費等についての説明がありました。私は、基金と予備費との関連ということでひとつ伺いたいと思いますが、財政が厳しい中で、なかなか基金に積み立てをするというのも大変な状況だというふうにはわかりますけれども、長いスパンで考えてみますと、やはり財政を健全な財政を持っていく上では基金の造成というのも大変大事な要素だというふうに考えます。

今回の補正では、結果的に取り崩した分を積み戻したという形になるわけでありますが、やりくりの問題だと思いますが、私はこの今回の3月補正というのは、先ほど言われましたように、事業の終了やあるいは精査による減額補正が大分大きい数字になってくるわけですが、この部分をこの機会をとらえて、ある程度ここで基金造成をしておくということも必要ではないかなと。結果的には予備費というのは、不用額になって繰越金となって、その2分の1を財調に積み立てるということになっているわけですが、それはそれとして、この段階である程度基金造成をしておく必要があるのではないかなというふうに考えますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 道路の補助金のことですが、これには採択の条件がございます。したがって、先ほど議員が申し上げましたとおり、条件の中には豪雪地帯の指定と、これは、すべて全県が該当になるわけでございます。

その中で、幹線道路、これのみが該当ということでございます。

それから、積雪積算の過去5カ年の平均の値が1.5倍と、それから、今年度の除雪費の見込み額が過去5カ年の平均の除雪費の差額190万円以上、こういう条件がございます。

それに当てはまらなければ、この補助金がもらえないということになるわけでございますが、いずれ、こういう特別な豪雪であったわけですが、要望するには条件がそろえば当然要望という形には今後ともなっていくものと思います。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 予備費と基金との関係のご質問だと思います。

今回当初から普通交付税分をある程度留保した形をとっておりました。今回4億円余り計上したわけです。ただ、今平成17年度予算執行の途中でございます。それぞれ予算執行については、できる限りの経費節減を行いながらやっているわけです。この後どういう不用額がどの程度出てくるのか。その額とも見合わせながら、最終的にはご指摘のとおり、積立金にできる限り増資したいというのが本音の気持ちです。

ただ、今年度途中ということもあるし、それから特別交付税についてもまだ確定しておりませんので、その分の額も検討して、基金というものには前向きに検討したいと思っています。

○議長（伊藤福章君） 21番、橋 猛君。

○21番（高橋 猛君） 国庫補助の分については、市町村道に対する除雪の補助というのは、これまでなかったわけでありまして、そういう道筋をつける意味で今回が大変いい機会ではないかなというふうに思ったわけありますので、ぜひ国に働きかけをお願いしたいというふうに思います。

それから、基金のことなんですが、確かに結果的に繰越金が出て、それを基金に回すということは、地方財政計画、財政法の中でも示されておるわけですが、それは2分の1という制約があるわけですので、できればやっぱりこうした機会にある程度寄せておくということが大事ではないかなというふうに思ったわけです。

新町建設計画の中にも大分基金造成をするという計画にはなっておりますが、なかなか財政的な厳しさもあって、できない状況だということもわかるんですが、できるだけこの機会に検討されてはということでございます。答弁は結構です。

○議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

13番、齊藤新一郎君。

○13番（齊藤新一郎君） 今大分2名の方が質問して、明るいような感じをするんだけど、これは、私の場合は、ここに歳入の方でやっぱり熊谷議員が言ったように、町債というものが1億7,000万円というのがあるんだけど、やはり、自分が考えるに、町長のあいさつにもあったように、予備費に充当したものが地域振興基金あるいは減債基金に投入と。これまでは私はわ

かるような気がします。

ただ、平成18年度の予算書に繰越金が1億9,000万円というようなことがあるんですが、こちら辺のところは、総務課長、どのような形のもとに分けてやっているかということです。

これは、恐らく補正額が4億722万円ということで、数字合わせに歳出が4億700万円ということだろうと思うんですが、そこら辺のところちょっと……、課長おれ間違っているか。そうですか。勘違いですか。

じゃ、また言い直ししますけれども、このところ、減額補正まではよくわかりますが、歳入の町債というものを1億7,190万円を入れたというような中身をちょっとお話しできないんでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福藏君） この町債については、前に説明をしていますけれども、それぞれの事業に充当させるということで、起債を起こしたものです。

○13番（齊藤新一郎君） いいです。前に説明したようだから、おれがほど忘れしてということで、おれの方が悪いから。ただ、さっき平成18年度予算案の方に繰越金ということで、それは私が言ったのとは違いますか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 平成18年度当初には4億9,000万円を計上してございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第19号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第10号については、原案のとおり決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第19、議案第20号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 10ページのところで伺います。

4目の簡易水道整備事業費ということでございますけれども、これは、調査費として500万円計上されましたけれども、要するに調査の結果がまず説明の中ではうまくなかったという話でございますけれども、私も今回の一般質問の中にこういうこのこともある程度盛り込んでおります。

ということは、調査の時点においてボーリング等のときに地域との話し合いはした結果でその地点にボーリングして、こういう結果が出たというのか、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 地域には地域と一緒に協議はしてございます。

ただ、その中で場所の選定につきましては、話はしてございません。町の担当の者が大体ここら辺がよいだろうという予測のもとで実施してございます。

以下それがそういう条件が悪かったということで、ほかの場所を選定する際は、部落にも一応話はしてございます。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 私は、いろいろその地域の人方と話もしましたけれども、やはり地域の人方がある程度今までの千畑の時点のときからもいろいろこの事業に関しては、問題なことが生じておりますけれども、そういう中で、やはりそこら辺の地域の人方は、あそこはだめだ、ここはだめだというような話し合いも結構ありました。

それがなぜこういう結果になったかということに対して、私非常に危惧するところでございます。

町長に伺いますけれども、そういう中身で、やはり今回の一般質問で、要するに地域の人方にこういうことである程度この後どういうふうな方向で説明していくのが行政としての説明がなさなければならぬのではないかなということでございますので、そこら辺町長の答弁よろしくお願いします。

○議長（伊藤福章君） 町長。

○町長（松田知己君） この簡易水道の調査費については、コンサルの方に委託して調査してもらって、所定の調査項目について調査してもらおうというふうな中の一つとしてボーリング調査をして、水質調査、水量調査をするということでありましたので、町の方とコンサル会社の方で協議しながら進めていったわけですが、その過程の中で先ほど建設課長が答弁させていただいたとおりの経過を踏んでいると。

その後、出た結果について、また先ほど議員からご指摘ありましたことも踏まえながら、地域との情報の共有化という部分に留意してまいりたいというふうに思います。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

○20番（飛澤龍右工門君） 今町長が答弁の結果、こういう形で出ましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第20号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号については原案のとおり決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第20、議案第21号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第21号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号については原案のとおり決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第21、議案第22号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第22号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号については原案のとおり決しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時45分）

